

臨時福祉給付金について

社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

お知らせします。2つの給付金。

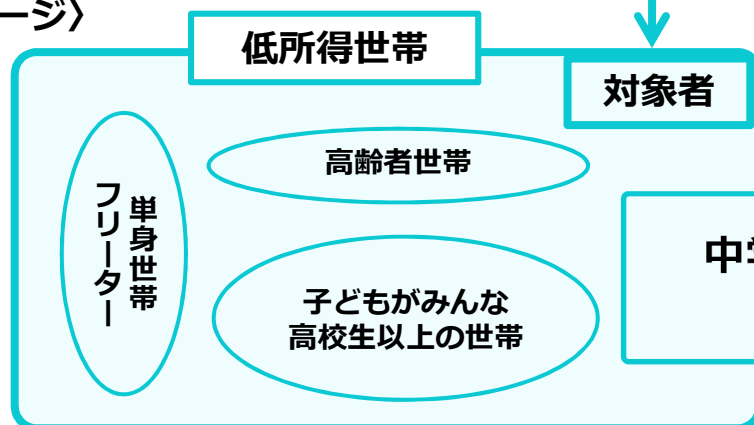
※ 申請先は、基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村となりますが、申請・支給手続については、市町村において現在準備中です。多くの市町村では住民税の算定が完了するのが6月頃であるため、7月頃から、順次支給が開始されるものと見込まれます。

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

受給資格の有無は5ページで確認じゃ!

中所得世帯

対象者

中学生以下の子がいる世帯 (子育て世帯)

注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関する広報について

- 対象者から確実に申請が行われるよう、国と地方公共団体の双方で効果的な広報を実施。

国における対応

全国規模で、両給付金に関する一般的な内容の周知広報を実施

○専用ホームページの開設

(一般的な内容等)

【5月7日開設、順次充実】

○コールセンターの設置

(一般的な内容の照会に対応)

【5月7日運営開始、順次拡充】

○行政機関等におけるチラシ・ポスターの設置

(都道府県、市町村、ハローワーク、年金事務所等)

【5月12日の週に配布】

○一般的広報

(新聞広告、インターネット広告、テレビCM等)

【6月中旬以降順次実施予定】

地方公共団体における対応

住民に直接的に申請を促す方法として、各市町村の規模又は実情等に応じて、以下の取組を実施。

(取組例)

○両給付金に関するチラシの全戸配布

○児童手当受給者への現況届様式送付時に、両給付金に関するチラシや申請書を同封

○臨時福祉給付金については以下の方法も考えられる

・平成25年度の市町村民税の非課税者に対して住民税の申告憑(しょうよう)(勸奨)を行うとともに、臨時福祉給付金に関するチラシを同封

・(市町村民税非課税者に送付する)介護保険料額決定通知書等に、給付金に関するチラシや申請書を同封

・平成26年度の市町村民税の非課税者等に対して課税されていない旨のお知らせを行うとともに、給付金に関するチラシや申請書を同封

各市町村での申請開始時期、手続等を一般的に周知する方法として、各市町村の規模又は実情等に応じて、以下の取組を実施。

(取組例)

○一般的広報(各市町村の広報誌等)

○行政機関等の窓口におけるチラシの設置(福祉事務所等)

○専用ホームページの開設(申請の開始時期、申請手続、連絡窓口等)

○コールセンターの設置(申請手続、個別の申請処理状況の照会に対応)

○臨時福祉給付金に関しては、給付対象者である可能性がある方への広報(民生委員、市町村社協等)

臨時福祉給付金における被保護者の取扱い

1. 概要

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）は、臨時福祉給付金の支給対象外となる。 ※同様に、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にもならない。

2. 詳細

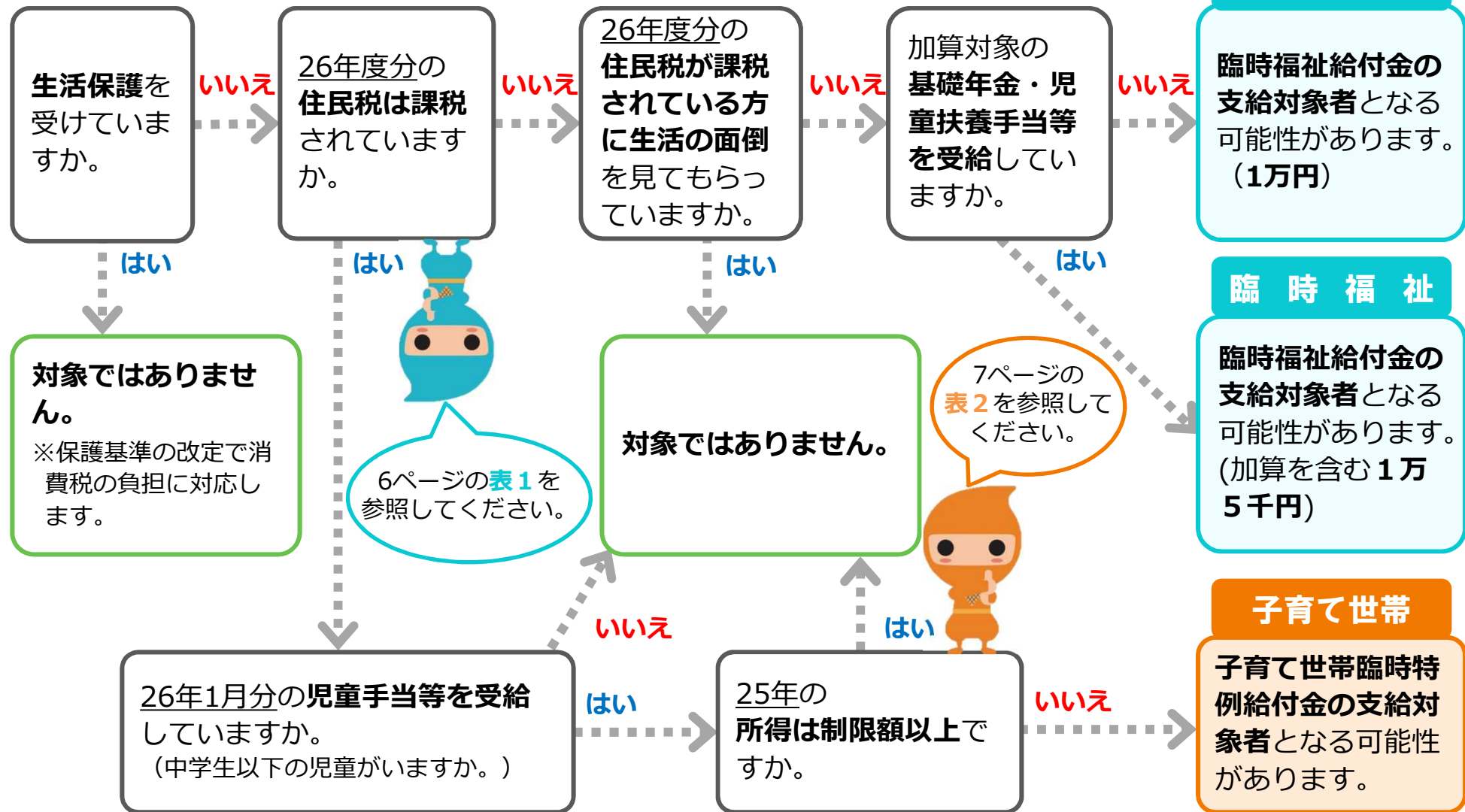
- 生活保護制度の被保護者については、消費税率引上げによる負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行っていることから、支給の対象外となる。
- 医療扶助等の単給者であっても、生活扶助の保護基準の改定が及ぶことになるため、支給の対象外となる。
- 平成26年4月1日付けで保護が停止又は廃止された者については、4月からの消費税率引上げによる負担増の影響分を織り込んだ生活扶助基準改定後の最低生活費等を考慮した上で、保護が停止又は廃止されているものであるため、支給対象とはならない。
- 被保護者に対して臨時福祉給付金が支給された場合には、その実際の受給額を収入認定する。

※ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者についても、同様の取扱いとなる。

參考資料

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・ 平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、{ ・ 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
・ 生活保護の受給者である場合 など } は除きます。

● 支給額

- ・ 1人につき **10,000円**
- ・ 下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者^{※1}
- ・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など^{※2}

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

区分	非課税限度額 [※] （給与収入ベース）
単身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.7万円
夫婦子2人	255.7万円

（公的年金等受給者）

区分	非課税限度額 [※] （年金収入ベース）	
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦	65歳以上	211万円
	65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地（東京都23区等）における非課税限度額。

確認じゃ



フクニカクニシヤ

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、

・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など

は除きます。

● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円



臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

<目的>

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う(「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定))。

<内容>

(1) 支給対象者

- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)
…2,400万人 (注)生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。
- 支給対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5,000円を加算…1,200万人
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
 - ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の対象となる手当(児童扶養手当、特別障害者手当等)の受給者等

(2) 実施主体

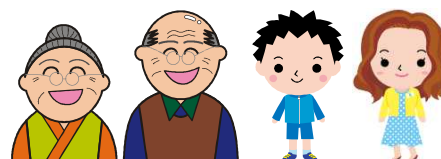
- 市町村(特別区を含む。以下同じ。)

(3) 基準日

- 平成26年1月1日(子育て世帯臨時特例給付金と同日)

(4) 支給額(1回の手続で支給)

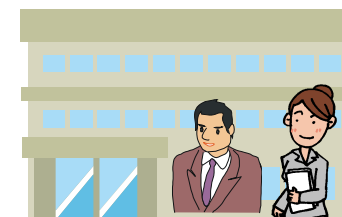
- 支給対象者一人につき、10,000円
- 加算対象者一人につき、5,000円を加算



給付金の申請



給付金の支給



(市町村)

(5) 事業費・事務費

- 地方公共団体(都道府県、市町村)において事業の実施に要する経費を国が補助(10/10)

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）

（平成25年10月1日閣議決定）（抄）

① 趣旨

- 臨時福祉給付金は、低所得者ほど生活に必要不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、低所得者対策として消費税率が8%の段階で、暫定的・臨時的に実施するもの。

② 内容

- 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、
 - ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ② 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者を支給対象とする。
- 所得の少ない家計ほど生活に必要不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、支給額を1万円とする。
- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円を加算する。

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）〔対象者〕

① 対象者の概要

○ 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、

① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等

② 生活保護制度内で対応される被保護者(※)等

を除いた者を支給対象とする。

(※) 生活保護の被保護者については、26年4月に消費税率引上げによる負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行っているため対象外としている。

② 対象外の者

○ 生活保護の被保護者のほか、生活保護の基準の例による給付を行っている国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者等を支給対象外とする。

(参考) 支給対象外とする者

- ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
- ・ ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）〔支給額〕

① 金額

- 1万円という金額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に設定したものの。

② 回数

- 今回の給付措置は、消費税率が8%である期間を対象に暫定的・臨時的措置として行うものであることから、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとするため、1回の手続きで支給する。

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）〔加算〕

① 加算措置の概要

- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円(※)を加算することとしたもの。

(※) 平成26年4月の特例水準解消について、基礎年金の平均受給額が概ね5千円減少すると見込まれることを踏まえ設定。

② 加算措置の対象者

- 26年4月の年金の特例水準解消等を考慮して、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者等に加え、年金と同様に特例水準解消の対象となる手当の受給者等を加算措置の対象としている。

(参考) 上記の他、加算措置の対象者一覧

- ・ 児童扶養手当の受給者
- ・ 特別児童扶養手当の受給者
- ・ 特別障害者手当の受給者
- ・ 障害児福祉手当の受給者
- ・ 福祉手当（経過措置分）の受給者
- ・ 原爆被爆者諸手当の受給者
- ・ 毒ガス障害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者
- ・ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）〔そのほか〕

① 所要額

- 臨時福祉給付金に要する経費については、平成25年度補正予算に3,420億円を計上している。

（内訳）

- ・ 事業費 3,000億円（本体部分：2,400億円（2,400万人×1万円）、加算部分：600億円（1,200万人×5千円））
- ・ 事務費 420億円（うち、地方公共団体分 410億円）

② 支給時期

- 支給申請受付開始日は、各市町村の規模、実情等に応じて、市町村において決定する（市町村に対しては、平成26年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、支給を開始する体制が整い次第、可能な限り早期に開始して頂くことをお願いしている。）。
- 支給申請期限は、当該市町村における支給申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、地方公共団体の規模、実情等によってこの期限で対応しがたい場合には、支給申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができる。

③ 申請手続

- 支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村に対して、支給の申請を行う。
- 申請・支給手続については、現在準備中である。

